

出雲市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

出雲市農業委員会

作成 平成 29 年 12 月 25 日

改正 令和 2 年 11 月 25 日

改正 令和 5 年 12 月 25 日

1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の一部改正が施行され、「農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を言う。）（法第 6 条第 2 項）」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

出雲市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進するとともに対策の強化を図ることが求められている。このことから、担い手への農地利用の集積、集約化を図るため地域計画（農業経営基盤強化促進法第 19 条 1 項）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があると考える。

このような現状を踏まえ、地域の特性を考慮しながら活力ある農業、農村を築くため、法第 7 条 1 項に基づき、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、出雲市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する島根県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する出雲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / (A+B))
当初 (令和2年3月)	7,770ha	80.0ha	1.02%
現状 (令和5年3月)	7,670ha	100.0ha	1.30%
目標 (令和9年3月)	7,510ha	71.3ha	0.95%

- ・令和3年度に遊休農地の割合が1%を下回ったが、令和4年度は1%を超えた。今後は、遊休農地の割合が0.95%(1%)を下回ることを目標とする。
- ・管内農地面積…耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ・遊休農地面積…農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携して、利用状況調査、利用意向調査を実施し、その結果に基づき遊休農地の所有者等に指導や遊休農地の活用に向けた相談活動等、農地の利用関係の調整を実施する。
- イ 遊休農地の所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図るとともに、地域全体で農地の環境保全を行う体制の構築を推進し、優良農地の営農環境の維持向上を図る。
- ウ 過疎や高齢化により地域全体での農地の保全が困難となった農地や山林化した農地については、非農地判断を実施し、守るべき農地を明確化する。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
当初 (平成2年3月)	7,770ha	4,207ha	54.1%
現状 (令和5年3月)	7,670ha	4,470ha	58.3%
目標 (令和9年3月)	7,510ha	5,032ha	67.0%

- ・島根県農業経営基盤強化促進基本方針に定める概ね67%を集積目標とする。
- ・管内農地面積…耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ・農地台帳を基にした地区別の集積状況は別表のとおり

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 令和4年度(令和5年3月末)の「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」において、斐川地域の集積率は89%と高くなっているものの、出雲市全体では58.3%となっている。

引き続き、高齢化や後継者不足等により個人による営農継続ができない農地等については、関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用等により、担い手に集積・集約化を進めていく。

また、「地域計画」の策定における、地域ごとの人と農地の問題解決のための話し合いに、農業委員及び推進委員も参加する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等を担い手(認定新規就農者)として確保・育成を図り、後継者のいない耕作者等から経営承継が行われるよう地域と連携し話し合いを推進する。

ウ 守るべき農地の近隣にある農地の所有者が確知できない農地については、公示手続きを経て島根県知事の裁定で利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 新規参入者取得面積
当初 (令和2年3月)	8 経営体 2.7ha
現状 (令和5年3月)	8 経営体 3.6ha
目標 (令和9年3月)	8 経営体 3.5ha

・新規参入者数は、認定新規就農者の数で法人雇用や親元就農は含まない。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組方法

- ア 関係機関（JA、県普及部、市等）と一体となって、就農相談を行い、アグリビジネススクールや、先進農家での研修につなげ、新規就農を進める。
- イ 任意の営農組合に法人化を働きかけ、法人の参入を促進する。
- ウ 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の調整等、後見人等の役割を果たすことで、後継者が不足する地域において経営承継が円滑に行われるよう努める。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

出雲市において作成された「地域計画」に基づき、農地の効率的且つ総合的な利用の実施に向けて出雲市農業委員会では次のとおり役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

(別表) 地区別集積状況

令和5年3月末現在

地区	耕地面積 (ha)①	集積面積 (ha)②	集積率 (%) (②/①)
今市・大津・ 塩冶・上津	267.35	108.59	40.6
四絡・川跡	240.18	137.31	57.2
高浜・鳶巣	306.60	239.48	78.1
稗原・朝山 乙立	480.74	125.43	26.1
古志・神門	273.53	144.09	52.7
神西	243.10	140.09	57.6
高松	317.00	228.60	72.1
長浜	273.43	167.38	61.2
大社	422.60	156.94	37.1
平田	181.05	165.59	91.4
灘分	357.11	336.52	94.2
国富・西田 鱒淵・北浜	439.61	283.90	64.6
桧山・東 伊野	515.71	180.17	34.9
久多美 佐香	276.86	118.14	42.7
佐田	626.07	73.24	11.7
多伎	180.20	35.69	19.8
湖陵	270.03	53.58	19.8
荘原	396.81	319.52	80.5
出西	270.20	212.46	78.6
伊波野	220.73	205.49	93.1
直江	96.77	76.92	79.5
久木	291.71	283.25	97.1
出東	711.58	677.61	95.2
合計	7,670.00	4,470.00	58.3

- ・ 耕地及び作付面積統計における耕地面積
- ・ 集積面積は、農地台帳で担い手の所有及び利用権設定された農地面積